

**飼養保管施設及び施設外実験室の設置並びに利用状況の報告，
記載事項の変更又は廃止に関わる様式等の記入要領**

飼養保管施設の設置・変更承認申請書

「申請者メニュー」より「飼養保管施設承認申請」を選択する。

1. **アクセス権限** 他の研究者等と申請書を共有したい場合には、ユーザ検索より選択し、アクセス権限を付与する。
(閲覧権限) 計画書を閲覧可能であるが、書き込みは不可。
(書込み権限) 計画書に書き込み可能だが、送信不可。
(送信権限) 計画書のすべての権限を有する。
2. **飼養施設の名称** 「施設選択」より該当場所を選択する。
3. **施設の利用形態** 利用対象の全学共用，部局共用，研究室専用，その他（専攻内共用，2研究室の共用等）の別を選択する。
4. **管理者** 実験動物および施設の管理に責任を持つものであり，部局長，系長等をいい，小講座・分野等の主任は含まない。役職=〇〇研究域長，〇〇系長等。
5. **実験動物管理者** 管理者が指名した実験動物の専門家あるいは十分な経験を有する者で，実質的な現場管理責任者であり，委員会との連絡の窓口となる。定員内教職員を原則とする。ユーザ検索より選択し，飼養経験年数，並びに最も連絡のとりやすい電子メールアドレスと電話番号を記入する。ただし，電子メールは学内サーバのものを指定すること。通常連絡は全て電子メールを使用する。
※事前にWebクラスにて「動物実験管理者講習」を受講すること。
6. **施設の概要** 該当項目を選択する。
7. **飼育する動物種と最大収容匹数** ☐哺乳類・鳥類・爬虫類 ☐魚類・両生類から該当項目を選択する。動物種，導入元，微生物学的品質については，プルダウンリストより選択し，動物種毎の収容匹数を記載する。選択肢にないものについては，「その他」を選択し記載すること。
※記載のない動物を用いた動物実験計画は審査の対象とならないので注意すること。
8. **飼養設備** 該当項目を選択し，その他には，飼育装置や，飼育ケージの材質と構造，大きさ，床敷・網底等の別，給餌給水方式等について記入。（例：ラミナフローラックを設置し，市販のアルミ製5 匹用網蓋付きケージに木製床敷を入れ，給水瓶による自由給水と自由給餌を行う。）

9. 逃走防止策 該当項目を選択する。

※逸走防止のための構造（前室、表面が平滑で高さ45cm以上のネズミ返し、窓・換気口・排水口の封鎖等）なお、逸走防止対策について不明な点がある場合は、逸走防止対策を施す前に、研究支援課へ予め問い合わせること。

10. 衛生設備 該当項目を選択する。

11. 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響防止策】 該当項目を選択する。

脱臭、導入外気の濾過、専用上履きの使用、導入動物の微生物学的品質制限（未検疫動物は入れない等）、飼育室の物理的・科学的・生物学的環境制御、並びに悪臭・騒音・動物残渣等による周辺環境への悪影響防止のための措置について記入する。動物残渣の保管庫の設置、動物残渣の処理方法については備考に記載すること。

12. 微生物モニタリングの実施 該当項目を選択する。

概要欄に実施回数を記載すること。また、未実施の場合は、理由を記載すること。

13. 特殊実験等 該当項目を選択する。

14. 実験設備（特殊装置の有無） 該当項目を選択し、「有」の場合は、装置名を具体的に記入すること。

15. 飼養保管マニュアル 必ず添付すること。

動物実験等に関わる飼養保管施設及び実験室の設置と運用に関する細則 第5条を参照のこと。動物の微生物学的品質管理、利用者・動物等の他施設や施設外実験室間の動線、自家繁殖の可否等、感染事故防止対策については特に厳重を期すこと（詳細は、平成21年1月16日付通知「飼養保管施設等の適正な管理・運用について」を参照）。

16. 防災マニュアル 実験動物を使用する場合は必ず添付すること。

魚類・両生類のみ使用する施設については、防災マニュアルの作成を推奨するが、動物実験等に関わる飼養保管施設及び実験室の設置と運用に関する細則第7条に規定する設置するにあたっての提出は要しない（詳細は、平成25年2月5日付け通知「飼養保管施設の地震に対する防災マニュアルの作成について（通知）」を参照）。

17. 特記事項 化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等を記載すること。

18. 添付資料 施設の見取り図やそのほか必要な資料がある場合は添付すること。

部屋の構造と設備（衛生設備を含む）、飼育棚等の位置、部屋の寸法、気積の概算値（部屋の容積から設備の占める部分を除く）、飼育する動物の種類やケージ数が分かるように記入すること。

飼養保管施設外実験室（設置・変更）承認申請書

以下は、飼養保管施設の設置・変更承認申請書の記入要領と異なる項目の説明。

【添付資料】

※写真の提出について

写真の要件は実験室が動物実験に適するように整理整頓されていることを示す全景、並びに逸走防止対策が分かるものとする（逸走防止対策とは、例えば以下のようなもの）。

- ・出入口にネズミ返し固定されていて、ネズミ返しの周囲に動物が登れる物品が置かれていないこと

- ・給排気口や排水口，窓の封鎖（網掛け含む）
- ・その他，遺伝子組換え動物の逸走防止対策に準じた措置

なお，遺伝子組換え動物を取り扱う場合は，関係法令等に定められた表示（実験室出入口等）の写真についても添付すること。

==申請内容に変更が生じた場合==

動物実験等に関わる飼養保管施設及び実験室の設置と運用に関する細則第7 条第7 項に関わる変更等が生じたときは，遅滞なく届け出ること。但し，変更等の内容によっては，再審査となる場合がある。

「申請状況一覧」－「審査済」に表示された飼養保管施設名右端「メニュー」より「施設変更」（実験室の場合は「実験室変更」）を選択する。変更理由を記載し，申請内容を修正したうえ申請する。

飼養保管施設利用状況の報告

学内で行われる動物実験の実態を把握するための基礎資料となるもので，管理者に対して利用状況・動物受入れ状況等の記録の調査を行う。また，受入れ動物の衛生記録や施設の管理記録は，施設の適正利用をはかり，感染事故等の不測の事態を防止するためにも非常に重要である。報告書の調査期間は4月1日から翌3月31日迄で，提出締め切りは，毎年4月末日とする。報告書は必ず実験動物管理者が作成し，管理者の確認を得た後に提出すること。

1. **動物種別年間導入匹数** 報告年度中に施設に受け入れた動物数あるいは自家繁殖により生産した動物数を記入する（該当のない欄は0 とする）。遺伝子組換え動物が含まれる場合は，その匹数を内数にて括弧書きすること。
2. **飼養保管施設申請内容について** 該当項目を選択する。「変更あり」を選択した場合は，飼養保管施設変更申請を行うこと。
3. **微生物モニタリング** 該当項目を選択する。微生物モニタリングを行っていない場合は，理由を記載すること。
4. **特記事項** 責任者の変更や管理上の問題のあった事例などは，問題への対処の概要を含めて記入する。また，報告期間最終日（通常は3月末日）における総飼養匹数を記載する。
5. **実験動物飼養保管状況の自己点検項目** 過去一年間における利用状況について点検結果を回答する。

飼養施設・動物実験室廃止申請書

動物実験等に関わる飼養保管施設及び実験室の設置と運用に関する細則第7 条第7 項に関わる施設等を廃止したときは，遅滞なく届け出ること。

「申請状況一覧」－「審査済」に表示された飼養保管施設名（又は実験室名）右端「メニュー」より「廃止」を選択し，以下について記載する。

1. **廃止予定年月日** 廃止予定日を記載する。
2. **廃止の理由** 施設等を廃止したときは本欄に廃止するに至った事由を記載するとともに，飼養保管施設の廃止にあつては，飼養保管施設利用状況報告書を併せて提出すること。
3. **廃止時に残存した飼養動物の措置** 飼養施設の場合のみ記載し，残存飼育動物がある場合は，施設廃止後の措

置を記載すること。

4. **特記事項** その他、報告事項があれば記載すること。